

## 新たな食品表示ルール

宮城大学 名誉教授

池戸 重信

### 1 第3ステージに入った新たな食品表示制度の動向

平成21年9月に消費者庁が設置され、それまで厚生労働省（食品衛生法や健康増進法）、農林水産省（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法））等複数の省庁で、個別に所管されていた食品表示に関する法令に基づく表示基準の策定事務を同庁が一元的に所管することとなった。

これを機会に、食品表示に関する法制度を一元化する環境が整ってきたことから、平成23年9月に食品表示一元化検討会を設置し、翌年8月まで、途中パブリックコメントの収集を含め、前後12回、延べ38時間以上に及ぶ検討がなされ、食品表示制度の一元化のための基本的な方向性等のまとめが示された。

以上が第1ステージとすれば、この検討結果を踏まえて新たな法律である食品表示法案が策定され、平成25年4月の閣議決定後に国会審議がなされ、同年6月28日に公布されたことが、第2ステージといえる。

その後、平成27年3月に食品表示法に基づく食品表示基準が、並行して審議されてきた機能性表示食品の基準とともに示されるとともに、食品表示基準に関する「Q&A」及び機能性表示食品制度に関する「ガイドライン」も併せて公示され、同年4月1日に施行された。すなわち、現在は、新たな食品表示制度への移行における第3ステージといえる。

一方、前記の食品表示一元化検討会において、十分検討が出来なかったいくつかの課題がある。インターネット販売食品の表示、外食・中食におけるアレルギー表示、文字の大きさに関する検討、遺伝子組換え表示、加工食品の原料原産地表示等である。

これらは、いずれも重要で難しい課題であり、消費者庁は準備が整った段階で検討することとしている。

すなわち、これらの課題の検討結果を踏まえたルール化が、新たな食品制度の最後のステージといえる。

### 2 食品表示法の制定による制度改正内容

新たな食品表示法においては、すでに、JAS法で規定された「申出」や景品表示法等で規定されていた「差止制度請求権」の制度も新たに導入された。

このうち「申出」（第12条）は、何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき、内閣総理大臣等に申出が可能であり、その申出に対して、内閣総理大臣等が必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置を講ずるという制度である。

また「差止請求権」(第 11 条)は、著しく事実に相違する表示行為やおそれのある場合に、適格消費者団体が差止請求権を発動できる制度である。

適格消費者団体とは、一定要件を満たしている消費者団体で、全国で現在 12 団体が認められている。

### 3 食品表示基準における改正内容

今回の新基準策定は、具体的には、従来 of 食品衛生法、健康増進法及び JAS 法に基づく 58 本の基準を 1 本に統合することであつたが、その場合、消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定することとなっている。そして、次のような方針が示された。

- (1)原則として、表示義務対象範囲(食品、事業者等)については変更しない
  - ・例外として、食品衛生法と JAS 法の基準の統合に当たり、加工食品と生鮮食品の区分などを変更
- (2)基準は、食品及び事業者の分類に従って整序し、分かりやすい階層構造とする。
  - ・食品について、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」に区分
  - ・食品関連事業者等について、「食品関連事業者に係る基準」、「食品関連事業者以外の販売者に係る基準」に区分
- (3)(2)の区分ごとに、食品の性質等に照らし、できる限り共通ルールにまとめる。
- (4)現行の栄養表示基準を、実行可能性の観点から義務化にふさわしい内容に見直す。
  - ・対象成分、対象食品、対象事業者等について規定
- (5)安全性に関する事項に係るルールを、より分かりやすいように見直す。
  - ・例えば、アレルギー表示のうち、特定加工食品(※)に係る表示(例えば、原材料として「マヨネーズ」と表示した場合に、「卵」を含む旨の表示を省略できるとするもの)の見直し

(※)一般的にアレルギーを含むことが知られているため、それを表記しなくても、アレルギーを含むことが理解できると考えられてきたもの[例：マヨネーズ(卵)、パン(小麦)]

以下、機能性表示食品制度以外の主な改正内容を示す。

#### 1) 加工食品と生鮮食品の区分の統一

JAS 法と食品衛生法において異なる食品の区分について、JAS 法の考え方に基づく区分に統一・整理された。

ただし、生鮮食品、加工食品いずれを問わず、食品の安全性上の観点、すなわち、これまで、主として食品衛生法に基づき基準が適用されてきた観点から必要と判断された場合は、これまで通り安全性に関する項目(保存方法、アレルギー等)及び今後安全性に関して必要と判断される項目について、義務が課せられることになった。

## 2) 製造所固有記号の使用に係るルールの改善

従来の製造所固有記号表示について、今後は以下のようなルールとなった。

- ① 資材の共通化という事業者のメリットを維持する観点から、原則、2以上の製造所において同一商品を製造・販売する場合のみ、固有記号の利用を認める（これまでは、一つの製造所でも可）。
- ② 固有記号を利用する事業者には、消費者からの問合せに応答する義務を課す。
- ③ 消費者庁に新固有記号データベースを構築し、消費者からの検索が可能となる一般開放及び事業者からの電子申請手続について検討する。

## 3) アレルギ表示に係るルールの改善

現在、卵、小麦、エビ、カニなどの7つのアレルゲンについては、義務表示となっているが、卵を用いて作るマヨネーズやオムレツ、小麦を用いるうどんなどは、誰もが常識的に卵や小麦が使用されていることが理解されているとの前提のもとに、「特定加工食品」として、例外的に表示の義務が免除されていた。しかし、今回、確実な安全性の担保のために特定加工食品及びその拡大表記(注)を廃止することになった。

また、消費者の商品選択の幅を広げるため、個別表示を原則とし、例外的に一括表示を可能とすることとなった(現行では、どちらの方式でも選択可)。

## 4) 栄養成分表示の義務化

食品関連事業者に対し、原則として、全ての消費者向けの加工食品及び添加物への栄養成分表示の義務付けが課せられる。

【義務項目】エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)項目】飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)項目】糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

一方、当分の間、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者)についても、栄養成分表示の省略が認められた。

## 4) 栄養強調表示に係るルールの改善

従来、栄養強調表示基準は、絶対値で規定されていた(「100g当たり〇〇mg以上」など)が、今後は、相対差の基準も満たさねばならなくなった。具体的には、低減された旨の表示をする場合(熱量、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類及びナトリウム)及び強化された旨の表示をする場合(たんぱく質及び食物繊維)には、絶対差に加え、新たに、原則として25%以上の相対差が必要となった。

## 5) 原材料名表示等に係るルールの変更

現行の表示ルールにおいて、加工食品については、原材料又は添加物を区分し、そ

れぞれに占める重量の割合の多いものから順に表示することになっているが、これまで例外的扱いとなっていたパン類、食用植物油脂などについても、他の加工食品同様の表示となった。

#### 6) 販売の用に供する添加物の表示に係るルールの改善

添加物については、これまでの食品衛生法の義務表示項目に加え、一般消費者向けの添加物には、新たに、「内容量」「表示責任者の氏名又は名称及び住所」が、業務用の添加物には、新たに、「表示責任者の氏名又は名称及び住所」の表示が義務化された。

#### 7) 通知等に規定されている表示ルールのうち、基準に規定するもの

安全性に関する表示ルールをより分かりやすくする観点から、通知等に規定されているルールを、新たに、食品表示基準に格上げ規定された。具体的には、フグ食中毒対策の表示及びボツリヌス食中毒対策の表示等である。

#### 8) 表示レイアウトの改善

表示可能面積がおおむね 30cm<sup>2</sup> 以下の場合には、安全性に関する表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「表示責任者」、「アレルゲン」及び「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」）については、省略不可となった。

## 講師プロフィール

### 池戸 重信 (いけど しげのぶ)



公立大学法人 宮城大学名誉教授 千葉県船橋市在住

<略歴>

農林水産省食品流通局技術室長、東京農林水産消費技術センター所長、食品流通局消費生活課長、独立行政法人農林水産消費技術センター理事長を経て、2005年4月から、宮城大学食産業学部フードビジネス学科教授、2009年4月から同大学副学長・食産業学部長、7月から特命担当理事、2012年4月から宮城県産業技術総合センター副所長、現在、宮城大学、香川大学及び日本農業経営大学校非常勤講師

<今年度の主な委員等>

- ◎内閣府消費者委員会食品表示部会委員
- ◎厚生労働省「HACCP普及検討会」委員
- ◎農林水産省「品質管理(HACCP)体制強化対策検討委員会」委員長
- ◎同「情報共有・事業連携専門部会」座長
- ◎「ISO/TC34/SC17(食品安全関係 ISO の国際委員会)日本国内運営委員会(日本代表組織)」委員長
- ◎(一社)日本惣菜協会「惣菜管理士試験審査委員会」委員長
- ◎同協会「店頭表示推進委員会」委員長
- ◎同協会「外国人技能実習制度総菜製造業技能評価委員会」委員長
- ◎(一社)食品表示検定協会理事長
- ◎(一社)日本農林規格(JAS)協会理事長
- ◎農林水産省食農連携コーディネーター
- ◎日本食育学会常務理事・総務委員長・編集委員
- ◎日本食品保蔵科学会理事・評議員
- ◎NPO 法人 21 世紀の食と健康文化会議理事
- ◎(一社)東京顕微鏡院技術顧問
- ◎グリーンプロダクツ研究会会長

<著書>

日本規格協会「総量規制の話」、恒星社厚生閣「食品工業技術概説」、同「食品加工技術概論」、日本食品出版「トレーサビリティって何?」、サイエンスフォーラム「安心を届ける食品のトレーサビリティ」、同「低温流通管理の鉄則」、PHP 研究所「よくわかる ISO22000 入門コース」、農文協「食品の安全と品質確保」、日刊工業新聞社「よくわかる ISO22000 の取り方・活かし方」、新日本法規出版「食品安全管理のチェックポイント」、同「食品業関係モデル文例・書式集」、同「食品表示 Q&A」、ぎょうせい「ISO 22000 実践ガイド」、同「ISO 食品安全関連法の解説」、日本食糧新聞社「現場で役立つ食品工場ハンドブックキーワード 365」、幸書房「明日を目指す日本農業」、ダイヤモンド社「食品表示検定認定テキスト・中級」、同「食品表示法逐条解説」、農業技術通信社「「農場管理を見える化し食の安全を確保する JGAP」 等